

ID: 1011

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特殊建築物の敷地と道路との関係における安全上支障がないことの認定		
例 規 名 根 拠 条 項	建築基準条例 第4条ただし書		
例 規 番 号	昭和46年兵庫県条例第32号		
【根拠条文】 (敷地と道路との関係) 第4条 都市計画区域内にある次の各号に掲げる用途に供する建築物(当該各号に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が、それぞれ200平方メートル以下(第5号に掲げる用途に供する建築物にあつては、当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下)の建築物及び次条に規定する建築物を除く。)の敷地は、道路(法第42条に規定する道路をいい、法第43条第1項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)に4メートル以上接しなければならない。ただし、知事が避難上及び通行の安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。 (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場 (2) 病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍又は児童福祉施設等 (3) 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 (4) 展示場、キャバレー、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場 (5) 物品販売業(物品加工修理業を含む。以下同じ。)を営む店舗 (6) 倉庫 (7) 自動車車庫又は自動車修理工場(以下「自動車車庫等」という。) (8) 工場(自動車修理工場を除く。第15条第3号において同じ。) 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日